

(趣旨)

第1条 この規程は、創価大学通信教育部学則（以下「学則」という。）第19条の2に基づき、懲戒処分を行う場合の手続について定める。

(懲戒の対象とする期間)

第2条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の種類は、戒告、停学（有期、無期）および退学とする。

(懲戒の手続)

第4条 学則第19条の2に該当する行為があったときは、通信教育部長は、事実関係の十分な調査を行うとともに本人の弁明を聴いたうえ、通信教育運営委員会で、速やかに処分の原案を作成し、当該学部教授会に提出する。

(懲戒処分の審議・決定)

第5条 学部教授会は、処分の原案を審議し、学長がその処分を行う。

(学生への通告および保証人への通知)

第6条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。

2 学長は、学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知することがある。

(公示)

第7条 懲戒を行った場合、学長は公示を行うことができる。

2 公示する事項は、学部、学科、学籍番号、懲戒の種類、懲戒理由とする。

3 公示は機関誌『学光』に掲載し、学内に掲示および通教学生ポータルサイト上に掲載して行う。学内の公示期間は2週間とする。

(不服申立て)

第8条 懲戒を受けた学生は、通告を受けた翌日から1週間以内に、学長に対し、1回に限り文書により不服申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の不服申立てがあった場合は、審査委員会（以下「委員会」という。）に再調査を付託するものとする。

3 前項の委員会の構成は、そのつど学長が決定する。

(1) 委員長は学長が指名した委員をもって充てる。

(2) 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 学長は、委員会からの再調査に関する報告に基づき、不服申立ての内容について判断し、その結果を当該申立者に対し通知する。

(退学処分を受けた者の再入学)

第9条 この規定に基づき退学処分を受けた学生が、1年の期間経過後に再入学を願い出て、通信教育部長が適当と認めた場合、通信教育運営委員会、大学教育研究評議会及び当該学部教授会の議を経て、学長が再入学を許可することがある。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、通信教育部庶務課が担当する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規程第54号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。